

令和8年度 留守家庭児童会（仲よしホーム） 入会申込みについて

令和8年度留守家庭児童会（仲よしホーム）入会受付を下記の通り行います。必要書類等をそろえて、期間内にお申込みください。また、仲よしホームへ提出される場合につきましても、手続きを円滑にすすめるため、保護者の方が直接持参して頂きますようご協力をお願いします。

【受付期間】

・一般受付

受付期間	令和7年11月4日（火）～令和7年11月28日（金）	
受付場所	各仲よしホーム	子育て支援課
受付時間	月～土曜日 （午後1時30分～午後6時）	月～金曜日 （午前8時45分～午後5時15分）

・集中受付 ※令和7年11月16日(日)は仲よしホームでの受付はしません。

受付期間	令和7年11月16日（日）
受付場所	貝塚市役所 本庁2階 子育て支援課
受付時間	午前10時～正午、午後1時～午後3時

※12月1日(月)以降は子育て支援課のみで受付し、定員となり次第、待機となります。

※定員を一定数超過した場合は低学年の児童を優先し、抽選をおこないます。

【申込み必要書類等】（１）～（４）は全員必要、（５）は減免申請者のみ

（１）留守家庭児童会入会申請書（入会希望児童1人につき1枚必要です）

（２）留守家庭児童会入会申請に関する確認票（入会希望児童1人につき1枚必要です）

（３）各証明書類

◎月17日以上（週4日の場合16日）かつ午後3時30分以降も留守であることを証明する下記書類

入会を必要とする事由	必要書類
就労	就労証明書 【保育所（園）・認定こども園 提出分写し可】 ※自営業で就労先と居住地が同住所の場合、別途申立書が必要です。
学生	在学証明書または学生証、授業時間が確認できる書類
その他	事情により異なりますので、子育て支援課へお問い合わせください。

※産前産後期間利用の新規申請はできません。

※就労証明書等については、入会申請児童の父母、および65歳未満同居祖父母の入会要件を満たした証明書の提出が必要です。

※受付期間内の申請時点で保護者が求職中の場合は、就労誓約書を提出してください。ただし、4月中に就労証明書等の提出がない場合は、4月末で退会となります。

(4) スポーツ安全保険代 1 人 800 円 (年額) 〈予定〉

(5) 留守家庭児童会負担金減免申請書 (該当する場合のみ)

《添付書類》

- ・非課税世帯：世帯員全員が非課税とわかる令和 7 年度市民税課税証明書
※同居の家族で住民登録上、別世帯登録されている場合、保護者世帯全員の住民票の写しの提出が必要です。
- ・生活保護世帯：生活保護受給証明書

【開設日・時間】

- ・月曜日～金曜日：放課後から最大午後 7 時 00 分まで
- ・土曜日及び夏休み等の長期休業中：午前 8 時 00 分から最大午後 7 時 00 分まで

※日曜・祝日・お盆・秋祭り・年末年始、その他必要な日は休会日となります。

【お迎えの際の注意点】

- ・駐車場設備がない為、車での送迎はできません。
- ・原則、保護者の送迎が必要です。
- ・必ず午後 7 時までにお迎えを終了してください。

【負担金】

児童 1 人につき月額 6,000 円

(同時にきょうだいが入会している場合、第 2 子：3,000 円、第 3 子以降：1,500 円)

※児童個人にかかる物品、おやつ代等は負担金に含まず、減免制度はありません。

※負担金の支払いは、原則、指定金融機関の代表保護者名義の口座振替により行います。

口座振替兼自動払込利用申込書については入会申込受付時に配布します。(当月 10 日引落)

【延長利用】※令和 7 年度より変更

午後 6 時以降、午後 7 時までの間に仲よしホームを利用された場合は、下記の通り回数に応じて延長利用負担金が発生します。(延長利用負担金には減免制度はありません)

☆同月内で延長利用日数が 4 日以内の場合は 0 円、5 日以上の場合は 750 円 (一律)

☆延長利用負担金の支払いは、原則、指定金融機関の代表保護者名義の口座振替により行います。(翌々月 10 日引落)

【入会の通知】

入会決定通知及び仲よしホーム毎の入会説明会の日程等のご案内については、郵送または各仲よし

ホームより 2 月頃に通知します。

なお、年度途中の申込みも定員の範囲内で随時受付しています。随時入会については、入会希望日の 1 か月前から受付可能となります。申込み後、入会決定までに 1 週間程度日数を要しますので、ご了承ください。

【入会申請時の注意点】

- ・2 人以上の児童を申し込まれる場合は、保護者名を統一してください。
- ・保護者名に記入した保護者が口座振替の名義人となりますのでご注意ください。
- ・減免申請を同時にされる方につきましては、減免申請書の減免該当理由に○をした上、必要書類を添付してお申込みください。

《 問 合 せ 先 》

貝塚市子ども部子育て支援課

電話 433-7024 (直通)

貝塚市



ファミリー・サポート・センターです

ファミリーサポートセンターをご存知ですか？

ファミサポでは、子育てのサポートが必要なご家庭に地域でお手伝いできるかたを紹介しています。

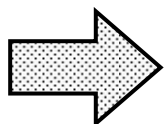
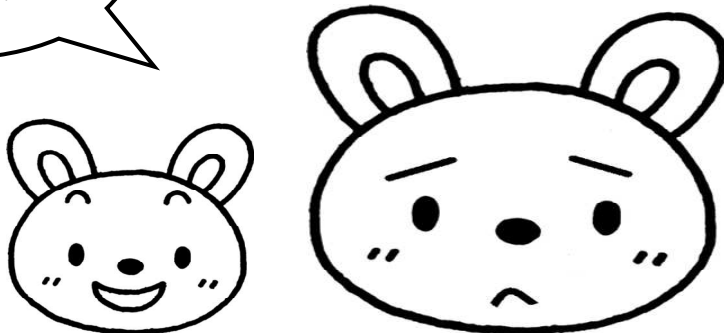
働いているお父さん、お母さんを応援します!!

仕事が遅くて
学童保育の迎えに
間に合わない…

朝の出勤時間が早く、
長期休みの時、学童保
育に送って行けない…

習い事にも行かせたいけ
ど、送って行けない…
(貝塚市内に限ります)

こんなとき、
どうしよう…



お手伝いできるかたをご紹介します！

<具体的な援助の内容>

- ・学童保育へお迎えに行きそのまま預かる
 - ・学童保育へお迎えに行き祖父母宅へ送る
 - ・貝塚市内の習い事への送迎など
- 詳しくはセンターへお問い合わせください

<できないこと>

- ・大人から大人へのサポートです
留守宅へ送る事はできません
- ・宿泊及び入浴すること
- ・貝塚市外への送迎
- ・急な発熱時のお迎えや病児の預かり

利用するにはどうしたらいいの？

☆会員になってください。センターで入会手続き（登録・年会費無料）が必要です。

まずは、センターにお電話ください！ TEL 433-7050

センター開所時間は 月～金 9：00～17：00（祝日・年末年始は休みです）



Q. どんな人がサポートしてくれるの？

→A. 貝塚市民で子育てのお手伝いをしてくれるファミサポの協力・両方会員さんです。
サポートを行う前に、利用会員とそのお子さん、協力会員、センター職員の三者で事前打ち合わせをおこないます。

Q. 費用はかかるの？

→A. 有償ボランティアですので利用は有料です。1 時間につき 600 円です。

Q. 平日は仕事で、入会手続きや事前打ち合わせの時間がとれないんだけど…

→A. まずは、お電話でお問い合わせください。来所や事前打ち合わせについては、家庭訪問や学校行事で仕事をお休みされた時などに、上手く活用しましょう。

【会員の種類】

- ＜利用会員＞
 - ・貝塚市民でおおむね 10 歳までのお子さんのサポートが必要なかた
 - ・利用は有料です（1 時間につき 600 円）
- ＜協力会員＞
 - ・貝塚市民で自宅で子どもを預かったり、送迎したりすることができる健康で育児援助ボランティア活動に理解と熱意のあるかた
 - ・有償ボランティアです
- ＜両方会員＞
 - ・利用と協力の両方を兼ねることもできます



ファミリー・サポート・センターは、

✳️事故に備え、補償保険に加入しています



✳️安心して活動していただくために、講習会・交流会を開催しています

貝塚市
ファミリー・サポート・センター
〒597-0072
貝塚市島中 1-18-8
(保健・福祉合同庁舎 2 階)
電話番号 433-7050
メールアドレス
famisapo-kaizuka@at.wakwak.com
開所時間 月～金 9:00～17:00

